

平成 30 年度 第 3 回 門真市子ども・子育て会議  
就学前教育・保育部会 議事録

- 1、日 時：平成 30 年 12 月 19 日（水） 午後 4 時 00 分～午後 4 時 30 分
- 2、場 所：門真市役所 本館 4 階 第 9 議室
- 3、出席者：合田 誠、須河内 貢、山元 真紀、東口 房正、邨橋 雅広、奥田 智香
- 4、事務局：こども部 内田部長、坂本次長  
こども政策課 田代課長、山中課長補佐、高橋係員、山本係員、木山係員  
保育幼稚園課 花城課長、西川課長補佐、大中主任
- 5、傍聴者：0 名
- 6、議 案：1. 利用者負担について  
2. その他
- 7、議事録

事務局：定刻になりましたので、ただいまから平成 30 年度第 3 回門真市子ども・子育て会議就学前教育・保育部会を開催させていただきます。本日は何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日の出席者数は 6 名で、過半数の 4 名を超えており、この会議は成立しておりますのでご報告いたします。また本日は、傍聴者はいらっしゃいません。では、続きまして、本日の資料確認をさせていただきます。

～資料確認～

事務局：なお後日、議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただいておりますので、予めご了承ください。

それではこれ以降の会議の進行につきましては部会長に一任したいと思います。部会長よろしく願いいたします。

部会長：年末お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。今日も議題が一つございますので、また活発なご意見をどうぞよろしく願いいたします。

それでは議事次第に沿って、進めさせていただきます。まず、議題 1 ということで「利用者負担について」でございます。事務局から説明よろしく願いいたします。

事務局：はい、お手元資料の「平成31年度における幼児教育・保育・療育の無償化の拡充について」の資料のご説明をさせていただきます。前段のところ、本市が独自に行っております無償化の目的と効果の記述をさせていただいております。読み上げますと、すべての子どもが等しく質の高い幼児教育・保育・療育を受けることができる環境を整え、小学校教育（義務教育）への円滑な接続を進めるため、国に先行して無償化を実施ということでございまして、平成29年4月から5歳児の幼児教育の無償化を実施し、平成30年4月からは対象範囲を4歳児へ拡充してきております。その効果としまして、下の四角の枠に書いてありますとおり、子育て、教育に重点的な対策を行って、魅力のある教育・保育環境を創出することによって、子育て世帯の流出を防ぐとともに、流入を促すとするものでございます。こういった中、下の矢印の部分ですが、国が2019年10月から3～5歳児の無償化を実施するという方針が示されております。門真市におきましては、これまで段階的に拡充してきた無償化について平成31年4月から対象範囲を3歳児に拡大するというところで進めているところでございます。

次に資料 2 ページですが、平成31年度幼児教育・保育・療育の無償化の拡充内容ということで、イメージ図をつけております、下段は国が進める31年10月からの3・4・5歳児の無償化の部分、上段は門真市であり、29年度から5歳児の無償化、30年度から4・5歳児の無償化、31年の4月から3歳児に無償化を拡充しようとするイメージを図にまとめたものとなっております。

続いて3ページの資料ですが、平成31年度幼児教育・保育・療育の無償化の実施の方法としまして、無償化の実施方法や、金額のことを記述しております。まず無償化の範囲ですが、これまで通り、認可外保育施設の利用者は対象外としており、また、利用者負担（保育料）以外の、保護者会費や特定負担額についても対象外にするということと考えております。総事業費は1億9,000万円ほどであり、対象者は2,550人、そのうち、今回拡充しようとする3歳児に関しては、金額が6,000万円ほど、対象者が840人ほどと想定しております。この事業費につきましては、国が10月から無償化を実施することもありますので、市が独自に負担する分の事業費として計算してありますので半年分の事業費ということでその総額が1億9,000万円ということになっております。下段は、これまで無償化している施設の種類ごとの無償化の方法、その人数・金額を表にまとめたものになっておりますので、また内容をご確認お願いいたします。

続いて4ページの資料は、給食費（副食費）の取扱いに関する方向性としている資料ですが、資料の内容を読み上げますと、給食費（副食費）の取扱いについては、国においてこれまで保育料に含まれていた2号の副食費を1号と同様に施設による実費徴収とする方向で議論が進められているが、本市が国に先行して平成29年度から実施してきたサービスの低下にならないよう、平成31年度については、2号の副食費相当額を施設に補助することで、引き続き現行の市独自の無償化水準を保つ。としております。これについては今、国の方で2号の副食費を実費徴収するという議論が進められており、現在本市が進めております無償化については、利用料のうち副食費も含めた利用料になっておりますので、実費徴収になるとそのサービスの低下になるという風になりますので、そうならないよう副食費について市独自の補助をしようとするものでございます。そうしますと、下の矢印のところですが、以前ここでも話題になっておりました、1号と2号の給食費の負担の差の解消にはつながらないものでありますが、その部分については、市としても課題として認識しているところがございますので、今後その財源の確保も含めて、引き続き検討していくものとしております。下の表の部分が今、お話しした内容の説明になりまして、左の国のところは来年9月までの部分になりますが、保護者負担としては保育料と副食費との合算の額になり、実際に保育料の中に副食費が入っているというのが現在の国の考え方でございます。これが来年10月以降無償化になった際には、保護者負担の内の保育料の部分が無償化となって副食費の部分が実費になり、副食費と主食費の部分が実際の実費になるというのが国の示している無償化の考え方です。右の門真市のところですが、現行の9月までの部分については、利用料を全て無償化しておりますので、副食費の部分を含めて市独自で無償化しております。ですので、保護者負担については主食費だけが残っているというものです。これが国の無償化が進むと副食費の部分が実費徴収になるということですので、今までの無償化の範囲に入っていた副食費が実費徴収になることでサービスの低下になってしまう。その差を埋めるためにこの副食費の部分について市独自の補助をしようとするのが、今回挙げさせてもらっている内容になります。（注）のところでは上限有としておりまして、1か月3,000円を一人あたりの上限として考えているものでございます。

次の5ページの資料に移ります。国における幼児教育の無償化の方向性として、参考資料を付けており、国の無償化の考え方をまとめたものになっております。読み上げますと、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3

歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとし、現在は住民税非課税世帯の第2子以降が無償とされているところ、この範囲をすべての子どもに拡大する。就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく。また、幼稚園、保育所及び認定こども園と障がい児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。とされておりまして、実施時期2019年10月1日から全面的な無償化措置の実施を目指す。とされておりまして。

続いて6ページの資料が最後の資料になりますが、この資料は、国で開催されております子ども・子育て会議の資料から抜粋したのになりますが、「幼児教育無償化に伴う食材料費の見直し」というもので、食材料費の取扱いに関する方向性が案としてかかれています。読み上げますと、食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとしてはどうか、とされておりまして。1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収を基本とする。とされており、負担方法は変わりますが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。というものになっております。下の矢印のところでもあるように、生活保護世帯やひとり親世帯については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続します。とされており、さらに副食費の免除対象の拡充等の措置を検討するとされておりまして。3号認定子ども（保育所等（0～2歳））については、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。という内容で議論が進められているところでございます。下の表の部分については国の現行の考え方と、無償化後の考え方を表にして保護者の負担がどう変わるかをまとめたものになっております。

説明は以上でございます。

部会長：ありがとうございました。ただいま事務局から「議題1 利用者負担について」の説明がありました。内容としては、現在実施しています、4歳児・5歳児の幼児教育・保育・療育の無償化を、国の取組みにさきがけて、平成31年の4月より3歳児まで拡充するとともに給食費の扱いについては、国において2号の副食費を1号と同様に施設による実費徴収とする方向で議論が進められているのですが、平成31年度については2号の主食費相当額を施設に補助することで現行の市独自の無償化水準を保つとの説明であったと思います。ただいまの説明について、何かご意見やご質問ありましたらよろしく願います。

東口委員：はい、いいですか。

部会長：はい、よろしく願います。

東口委員：今、3歳児の無償化をやられるということなので、ちょっと思うのですが、給食費につきましてですね、非常に先進的であり、ありがたいことだと思っております。おそらく国の意向、考え方から実費徴収を活用するのではないかとこの風に見ておりますけれども、最後の資料のところ副食費を4,500円と国の定めなのですが、門真市では3,000円を上限としておりますが、その根拠をご説明いただければと思います。

事務局：副食費の上限3,000円の考え方なのですが、公立の砂子みなみこども園のところで、1号の給食費が4,000円の設定をしておりまして、4,000円の金額の設定の時にですね、実際にかかる食材料費を計算したところ4,000円で一か月収まるということがございましたので、まず、それを基準に考えております。次

にですが、近隣で給食費の無償化にすでに取り組んでいる市がございまして、四條畷市さんなのですが、その無償化に対しての金額の設定を確認しますと一食あたり250円を上限にしていると聞いておりまして、月に直すと5,000円であると、主食費が2,000円、副食費が3,000円の計算で実施しています。実際に民間施設に対しても、金額はどうでしたかと確認しましたところ、概ねその金額の範囲で実施、問題なく運用できていると聞きましたので、それを参考にして3,000円の上限としました。後は、現在の門真市の民間園の給食費の額を確認させていただいたところ、若干の増減はあるものの概ね3,000円の副食費の範囲で収まっていたので、その金額設定を今させていただいているところでございます。

部会長：以上でよろしいですか。

東口委員：はい、ありがとうございました。

郵橋委員：加えて、国からの通知で、おそらく4,000円か4,500円の出た場合に、それでも3,000円に抑えるのですか。

事務局：そうですね、国としましては全国的なことで状況を見られて金額を設定されているのかなと思うのですが、門真市で実際に給食の材料費として掛かっているところをみて3,000円の設定をさせていただいております。そこにつきましては、ご理解をいただければと思っております。

東口委員：おそらく国の金額については、光熱費等も含まれているのではないかと思いますけれど、国の算出すべき金額として4,500円という形を採るのであれば良いのですが、これを守りなさいという形になると門真市からは3,000円をもらって、保護者からは1,500円を徴収する必要がある。そうなってしまっただけはまずいと思いますので、そこは柔軟に考えていただければありがたいと思います。

郵橋委員：うちの園の給食費が1回300円です。1号で20日6,000円、2号で25日7,500円、そうすると国基準の額が、はたして副食費としてはどうかという疑問を感じます。この割り振りで3,000円のお米、主食費ではすごく良いお米が買えると思いませんか。それに対して副食費が貧相ではないかと思えます。だから私としてそこは市としてもう一度丁寧に金額を割り振ることを考えていただいて良いのかなと思えます。今1食300円をうちの園は値上げしようと考えておまして、おやつ代を計上し、新しくおやつを出して行こうかなと、あるいは季節の食材を使うとなると、やはり旬の走りのものは若干高い食材を使うことになると、そうならざるを得ないかなと思えます。場合によっては400円かなと考えています。それはやはり、子どもに旬の物を食べさせてあげたい、あるいは門真でできた物とかそういったことを考えるとやはり費用的には、もう少し検討があっても良いのかなという気がします。今の金額設定が駄目ということではなくて、やっていただくことはすごくありがたいのだけれども、単純に3,000円というのが気になりました。

部会長：もう一度、東口委員の意見も踏まえて事務局いかがですか。

事務局：はい、それは私どもの方で各園さんの状況等も聞きとりをさせていただいた中で3,000円という設定をさせていただいております。こちらの方は基本的な給食をまかなうにあたっての副食費材料費の基本的な額だと市では思っております。ただしそれをもって各園の給食への特色を充実させたいという思いを妨げる目的ではないので、そのあたりは給食費として徴収するのは避けていただければと思っております。「給食を充実させるため」という旨を保護者に丁寧に説明・ご理解をいただき実費・特定徴収といった形で求めることを妨げる意図はございません。私どもは3,000円が今の時点では良いと思っておりますが、これは引き続き様子を見ていきたいとは思っています。一旦は各園の事情で取組を進めていただければなと思います。また、事業者の皆様、各園の皆様には私どもの方からも丁寧な説明はさせていただきたいと思っておりますので、こちらの取組みにつきましてはご理解をいただければと思っております。

東口委員：すいません、これの予算化は3月議会ですか。

事務局：そうですね。こちらの方は私どもが予算要求をしていって査定を受けた中で3月議会に予算案として挙がってくるものであります。

東口委員：内部情報ですが、内閣府の審議会で全部の無償化が決まるのが5月末頃になるということをニュアンスとして伺いましたので、3月議会後で、また補正を組まないといけないようになるのかということも配慮していただければと思います。

事務局：ありがとうございます。

東口委員：あとはもう一点、副食費を施設に対して補助するという形になっていますが、できれば保護者の子どもの食費なので、保護者宛の補助金ということにさせていただいて、施設が代理受領で行うということにできれば非常に良い、市民向けの補助金であることが分かって良いかなと思います。

部会長：今のご意見はいかがですか。

事務局：そうですね、私どもも国の方が実費徴収の整理をされるという方針の中で、施設に対して相当額を給付する形で代わりに受け取っていただくようにご協力お願いしたいとは思っています。市民の方の受け止めとして、市の施策としてそこを補助していますという意味で受け止めていただければ、取り組みをした効果も広がるのではないかと思いますので、打ち出し方につきましては、今のご意見を踏まえながら市民に対しての説明というところを含めて制度設計をしていきたいと思っております。

東口委員：できれば現行のシステムと同じように法定代理受領という形でしていただくと、こちらとしてもとてもありがたいです。

部会長：個人に対する補助金を代わりにいただくという形ですか。

東口委員：そうです。使い勝手が全く違います。公金を使うことで

事務局：私どもの意図としておりますのは、東口委員がおっしゃられたまさにその部分ですので、施設の運営に対して補助をするのではなく、保護者の方の負担を軽くするという意味合いで実施しようとするものでございますので、今のご意見を踏まえながら制度設計につきましては行っていきたいと思っております。

東口委員：よろしくをお願いします。

部会長：よろしいでしょうか。

郵橋委員：今の代理受領なのですけれども、是非それは公的にもっとアピールしてほしいです。当然、普通にもらえるものと思っていて、それぞれがどれだけの税金を使ってもらっているかの認識をきっちり持ってもらいたいなという思いはあります。それと関連して、今まで払っていなかったものが実際には市が補助するということがなかった場合、保護者が支払わないといけないんですね、10月からは給食費の副食費部分を市が負担し引き続き無償化するとして、本来は4月以降がどうなるのかを市民感覚で考えると、今まで払っていないものを、払わなければならなくなるので、その費用を市が補助していることを周知していただき、また、その補助額については実情を踏まえた金額設定とすることを検討していただければと思います。

事務局：はい、今のご意見を受け止めて今後の展開を考えていきたいと思っております。

部会長：他に何かございますか。よろしいでしょうか。何か一言ございませんか。

山元委員：私は公立の幼稚園に子どもを通わせておりましたので、給食というものに縁がございませんで、主食費と副食費も良くわからず、今、先生に教えてもらったところなんです。なので、ちょっとでも足していただければ、それに越したことはないかなと思うのですけれど、上限の3,000円が園によって少ないところと、逆にそこまでかからないところも門真にはあるということなのでしょうから、そのへんはやはり、きちんと保護者にも説明していただいた方が良いと思っておりますし、逆にお弁当を毎日作り続けている私としては良いなと思ったりもしました。

郵橋委員：そこは、先に言ったようにこれだけ市が補助しているんですということをアピールしていただかないと、利用者に税金の使い方を認識していただかないといけないかなと思います。

部会長：ありがとうございました。他にご意見がないようでしたら、最後の議題2「その他」として、またご説明を事務局よりお願いします。

事務局：事務局より、保育定員の拡充状況及び今後の予定について、お知らせをさせていただきます。前回の部会や全体会議の際にご報告させていただいたとおり、各事業者における施設整備の変更等に伴いまして、保育定員数の不足が生じている状況であります。現在、再度、既存事業者に拡充意向を調査し、既存事業者による拡充を図りそのうえで、なお、子ども・子育て支援事業計画の定員数が不足する場合には、新規事業者の募集を行うとしておりました。こちらは前回の会議でもご説明したところです。そのため、今年の10月末から11月にかけて、既存事業者へ意向調査を実施させていただいたところ、民間幼稚園2園より、幼稚園の既存園舎、設備を活用しての小規模保育事業所新設の意向があったことから、来年度4月の開園に向け、準備を進めていくことといたしましたので、ご報告させていただきます。なお、さらに定員数が不足する部分があります。これにつきましては、来年度に新規事業者募集を予定しております。詳細につきましては、次回の部会にてご報告させていただきます。

続いて、今後の部会と全体会議の予定についてご報告させていただきます。

次回は、1月7日（月）の年明けすぐで申し訳ございませんが、午後2時から、全体会議を予定しております。既に通知は送付させていただいておりますが、議題といたしましては、本日の部会における審議経過報告が主な議題となります。次に、2月25日（月）に第4回部会を予定しております。議題といたしましては、新規で認可を受ける施設の利用定員の設定などを予定しております。先ほど2園が手を挙げていただいたところの件でございます。最後に、3月25日（月）に第3回全体会議を予定しております。議題といたしましては、部会の審議経過報告や第2期の計画に係るニーズ調査の結果等について予定しております。なお、2月の部会、3月の全体会議の時間は、午後からを予定しておりますが、詳細につきましては、追ってご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

部会長：先ほどの事務局の説明に対して、何かご意見やご質問はございますか。ないようですので、本日の議題は全て終了いたしました。以上をもちまして、「平成30年度第3回門真市子ども・子育て会議就学前教育・保育部会」を終了いたします。今日は本当にありがとうございました。